

松阪市告示第 136 号

松阪市企業支援くるみん認定取得奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 30 日

松阪市長 竹 上 真 人

### 松阪市企業支援くるみん認定取得奨励金交付要綱

#### (趣旨)

第 1 条 松阪市企業支援くるみん認定取得奨励金（以下「奨励金」という。）については、松阪市補助金等交付規則（平成 17 年松阪市規則第 63 号）に基づくもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (交付目的)

第 2 条 この奨励金は、厚生労働省が認定する仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む、くるみん認定事業者を増やし、市内事業者の子育ての応援の機運を醸成することを目的とする。

#### (交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付対象者は、厚生労働省が次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づき認定する、くるみん認定を受け、本市に本社又は本社機能を有する事業者であって、本市の市税の滞納をしていないものとする。

#### (交付額)

第 4 条 奨励金の交付額は、一事業者につき 1 回限り 30 万円とする。

#### (奨励金の申請、実績報告及び請求)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者は、松阪市企業支援くるみん認定取得奨励金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第 1 号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

#### (交付決定及び額の確定)

第 6 条 市長は、前条の奨励金交付申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し及び額を確定し、松阪市企業支援くるみん認定取得奨励金交付決定通知書兼奨励金確定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

#### (奨励金の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定により奨励金の交付を決定し及び額を確定したときは、速やかに申請者に対し、奨励金を交付するものとする。

#### (交付決定の取消等)

第 8 条 市長は、奨励金の交付を受けた者（以下「交付対象者」という。）が次の各号のい

ずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(終期等)

第9条 この要綱に基づく制度の終期は、特別な事情がない限り令和8年3月31日とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。